

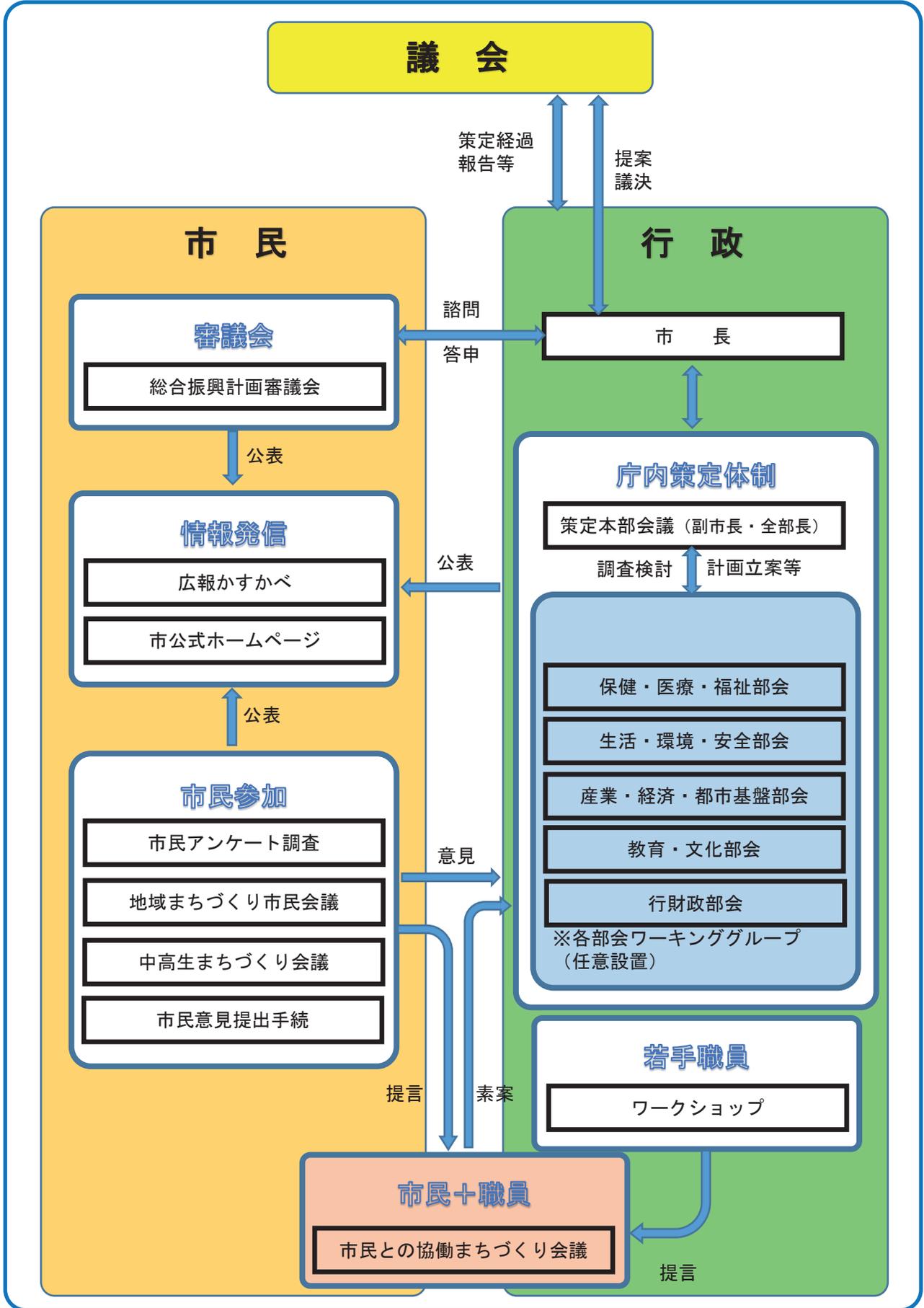


資料編



1 策定体制

○第2次春日部市総合振興計画策定体制



○春日部市総合振興計画策定条例

平成29年3月16日条例第1号

春日部市総合振興計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政運営を図り、もって将来にわたって魅力があり、かつ、強くしなやかで持続可能なまちづくりを推進するため、市の総合振興計画の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合振興計画 市の個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画(第6条において「個別計画」という。)の基本となり、かつ、将来における市のまちづくりの指針となる総合的な計画として、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの最も重要な基本姿勢を示すとともに、その実現に向けた基本的な施策を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための具体的な施策を体系的に定め、各施策の展開の方向性を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、各施策を実現するための具体的な事業の実施内容を示すものをいう。

(春日部市総合振興計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想の策定若しくは変更又は基本計画の策定若しくは全面的な変更に当たっては、あらかじめ春日部市総合振興計画審議会条例(平成18年条例第1号)第1条に規定する春日部市総合振興計画審議会(次項及び次条において「審議会」という。)に諮問しなければならない。

2 市長は、基本計画の一部の変更に当たっては、必要に応じ、審議会に諮問することができるものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、審議会の答申を受け、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(総合振興計画の公表)

第5条 市長は、総合振興計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合振興計画との整合)

第6条 個別計画の策定又は変更に当たっては、総合振興計画との整合を図るものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、総合振興計画の策定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



2 市民参加

本計画策定においては、「地域まちづくり市民会議」「中高生まちづくり会議」「市民との協働まちづくり会議」「アンケート調査」「市民意見提出手続」などを実施し、さまざまな立場にある市民の皆さまと、将来のまちづくりに向け、大切なことについて意見交換を行いました。以下に、それぞれの市民参加に関する概要を紹介します。

(1) 地域まちづくり市民会議

本計画策定にあたり、市域を5地域に分けて、本市の10年後の未来を考えるために、地域まちづくり市民会議を開催しました。

- 対象者 公募にて集まった市民
- 開催期間 2016年（平成28年）10月から12月（各地域3回）
- 参加人数 延べ153名
- 検討内容

回	テーマ
第1回	地域の「宝物」と「課題」について 地域の「目指す姿」について
第2回	地域の課題に対する「取組・アイデア」について
第3回	「オール春日部市で何を目指すべきか」について 「春日部市全体で取り組むべきこと」について

(2) 中高生まちづくり会議

将来の本市を担う世代である中高生の夢や希望、市に対する思い、将来像などを把握するために、中高生まちづくり会議を開催しました。

- 対象者 市内の中学校・高等学校に在籍する生徒
- 開催日 2016年（平成28年）12月17日（土）
- 参加人数 37名（中学生28名、高校生9名）
- 検討内容

班別テーマ	共通テーマ
学校や地域での学びについて	「春日部市の将来像」
子どもの居場所について	
困難を抱える子どもについて	



(3) 市民との協働まちづくり会議

本計画策定にあたり、市民と市職員が*協働して計画素案の内容を検討・確認するために、市民との協働まちづくり会議を開催しました。

- 対象者 「地域まちづくり市民会議」からの有志による市民 20 名および市職員 10 名
- 開催期間 2017 年（平成 29 年）3 月から 8 月（計 5 回）
- 参加人数 延べ 114 名
- 検討内容

回	テーマ
第 1 回	春日部市の 10 年後の目指すべき姿（将来像）について その 1
第 2 回	春日部市の 10 年後の目指すべき姿（将来像）について その 2
第 3 回	春日部市の 10 年後の目指すべき姿（将来像）について その 3 将来像を実現するための重点的取組について
第 4 回	市民・地域が協力できることについて
第 5 回	第 2 次春日部市総合振興計画（案）概要について



(4) アンケート調査

本計画策定の参考とするため、18歳以上の市民3,000人を対象とした「市民意識調査」、本市からの転出者を対象とした「転出者アンケート」、本市への転入者を対象とした「転入者アンケート」、市内小学校（5年生）を対象とした「小学生アンケート」、市内中学校（2年生）を対象とした「中学生アンケート」の5種類の調査を実施しました。

	市民意識調査	転出者アンケート	転入者アンケート
調査地域	市内全域		
調査対象	18歳以上の市民の中から3,000人を住民基本台帳（2016年（平成28年）4月1日現在）より無作為抽出	調査期間中に春日部市役所、武里出張所、庄和総合支所の窓口で住民票の異動手続きをした方	
調査方法	郵送配付・回収	配布：手続きに来庁した転出入者に直接手渡し 回収：手続き窓口の回収箱にて回収	
調査期間	2016年（平成28年）7月1日～7月31日	2016年（平成28年）7月4日～7月29日	
配付数・回収状況	配付数：3,000票 回収数：1,442票 回収率：48.1%	回収数：93票	回収数：80票

	小学生アンケート	中学生アンケート
調査地域	市内全小学校	市内全公立中学校
調査対象	市内小学校に在籍する小学5年生のうち、各学校1学級	市内公立中学校に在籍する中学2年生のうち、各学校1～2学級
調査方法	配布：各学校を通じて配布 回収：各学校で取りまとめのうえ回収	
調査期間	2016年（平成28年）7月1日～7月31日	
配布数・回収状況	配布数：708票 回収数：708票 回収率：100%	配布数：657票 回収数：657票 回収率：100%



(5) 市民意見提出手続（パブリックコメント）

第2次春日部市総合振興計画（案）を市公式ホームページ、市政情報室、市内公共施設などで公表し、市民から寄せられた意見を計画策定に生かすことを目的に実施しました（結果の詳細は市公式ホームページなどで公表）。

■提出方法 電子メール、ファックス、郵送、持参

■募集期間 2017年（平成29年）8月14日（月）から2017年（平成29年）9月12日（火）

■意見数 40名より延べ74件

意見内容	件数
基本構想について	0件
基本目標1（子育て・教育分野について）	3件
基本目標2（福祉・保健・医療分野について）	6件
基本目標3（市民参加・文化・スポーツ分野について）	41件
基本目標4（環境・防災・生活分野について）	8件
基本目標5（観光・産業・経済分野について）	5件
基本目標6（都市基盤分野について）	2件
基本目標7（行財政分野について）	2件
その他要望等	7件



3 審議会

○春日部市総合振興計画審議会条例

平成18年3月20日条例第1号

平成22年3月23日条例第4号

平成23年9月22日条例第10号

春日部市総合振興計画審議会条例

(設置)

第1条 市の総合振興計画を策定し、及び同計画の推進を図るため、春日部市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一部改正〔平成23年条例10号〕

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合振興計画及び地域振興に関する事項を調査審議する。

一部改正〔平成22年条例4号〕

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 公募に応じた者

一部改正〔平成22年条例4号〕

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。



(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成23年1月5日から施行する。

(春日部市地域審議会条例の廃止)

2 春日部市地域審議会条例(平成17年条例第13号)は、廃止する。

附 則(平成23年9月22日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。



○審議経過

回	内 容
第1回	<ul style="list-style-type: none"> 春日部市総合振興計画後期基本計画の概要について 第2次春日部市総合振興計画の策定概要について 年間審議予定について
第2回	<ul style="list-style-type: none"> 諮問 地域まちづくり市民会議意見書について（報告） 中高生まちづくり会議のまとめについて（報告） 市民意識調査結果について（報告） 基本構想骨子（案）について
第3回	<ul style="list-style-type: none"> 総論（素案）について 基本構想（素案）について 基本計画（素案）について
第4回	<ul style="list-style-type: none"> 市民意見提出手続の意見募集結果について（報告） 第3回審議会の意見に対する対応状況について 第2次春日部市総合振興計画答申（案）について
第5回	<ul style="list-style-type: none"> 第4回審議会の意見に対する対応状況について 第2次春日部市総合振興計画（案）の答申について 答申

○委員名簿

委員区分	氏 名	備 考
第1号委員	森分 大輔	聖学院大学 准教授
	宣 賢奎	共栄大学 教授
	三坂 育正	日本工業大学 教授
第2号委員	時田 美野吉	春日部市自治会連合会 会長
	斎藤 寛雄	春日部市農業団体連合会 副会長
	尾堤 英雄	春日部商工会議所 会頭
	小林 満	庄和商工会 副会長
	田中 寿興	春日部青年会議所 副理事長
	西浦 幸恵	春日部市PTA連合会 理事
	宇井 つぎ子	春日部市民生委員・児童委員協議会 単位民生委員協議会 会長
	金重 光江	春日部市青少年育成推進員協議会 会長
	大柿 一気	埼玉りそな銀行春日部地域統括春日部支店 支店長
第3号委員	毛塚 雅美	公募
	立石 美香	公募
	西川 明	公募
	船山 京子	公募
	水島 芳子	公募



○諮問

春 政 発 第 59 号
平 成 29 年 4 月 26 日

春日部市総合振興計画審議会
会 長 宣 賢 奎 様

春日部市長 石 川 良 三

第2次春日部市総合振興計画について(諮問)

春日部市総合振興計画審議会条例(平成18年条例第1号)第2条の規定に基づき、第2次春日部市総合振興計画基本構想及び基本計画について、貴審議会の意見を求めます。



○答申

春 総 審 発 第 10号
平成29年10月 3日

春日部市長 石 川 良 三 様

春日部市総合振興計画審議会
会 長 宣 賢 奎

第2次春日部市総合振興計画(案)について(答申)

平成29年4月26日付け春政発第59号で諮問のあった第2次春日部市総合振興計画基本構想及び基本計画について、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当と判断し、ここにその旨を答申します。

なお、審議過程において出されました意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

意 見

本審議会は、春日部市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で、積極的な討議を重ね、慎重に審議してきた。

今回諮問された第2次春日部市総合振興計画は、本市の今後10年間にわたる総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる長期計画である。限られた財源の中、基本構想においてまちの将来像として位置づけられた「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」の実現を図るため、将来を見据え、戦略的かつ効果的な行財政基盤の確立に努めながら、市民と行政が協働・連携してよりよいまちづくりを進められたい。

なお、個別の意見については、別紙のとおりである。



別紙

1 全体について

少子高齢化、人口減少社会を迎える中、持続可能なまちづくりを推進するため、現状をしっかりと認識したうえで、従来の方法にとらわれることなく、また、市民の視点に立ったわかりやすい計画になるよう努められたい。

2 子育て・健康長寿について

若い世代の定住と市外からの移住の促進に向けて、子育て支援を強化し、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や情報発信を進められたい。また、高齢者の活躍の場や多世代交流が可能な施策の充実を図られたい。

3 まちの拠点整備・経済発展について

鉄道の高架化や各鉄道駅周辺的环境整備をスピーディに進めることで、中心市街地のにぎわい創出や活気あふれる商店街の形成を推進されたい。また、新たな観光資源の発掘や地域活性化に資する施策を積極的に進められたい。

4 安心・安全・持続可能なまちづくりについて

いつ起こるか分からない自然災害等が発生した場合においても、被害が最小限に抑えられるよう、平時からの体制づくりに努められたい。また、公共施設については、関係機関との連携を図りながら適正な配置を進めるとともに、常に、市民が安全かつ安心して使用できるよう努められたい。



4 行政（職員参加）

（1）第2次春日部市総合振興計画策定本部会議

○第2次春日部市総合振興計画策定本部会議要綱

（設置）

第1条 第2次春日部市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の策定に関する調査、計画立案等の総合的調整を行うため、第2次春日部市総合振興計画策定本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、本部会議及び専門部会をもって組織する。

（本部会議の所掌事務）

第2条 本部会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）総合振興計画の策定に関すること。
- （2）総合振興計画の最終的な総合的調整に関すること。
- （3）その他本部会議が必要と認めた事項

（本部会議の組織）

第3条 本部会議は本部長、副本部長及び本部員若干人をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総合政策部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（本部会議の会議）

第5条 本部会議の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部会議の会議は、本部員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 本部会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第6条 本部会議は、審議のため必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第7条 専門部会は、別表第2の左欄に掲げるとおりとし、本部長の命を受け、総合振興計画の策定に必要な事項について調査検討の上、計画素案を作成する。

- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会委員若干人をもって組織する。
- 3 部会長及び副部会長は、別表第2の左欄に掲げる専門部会ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる職にある者をもって充て、部会委員は、専門部会ごとに、それぞれ別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。



- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

（ワーキンググループ）

第8条 本部会議の所掌事項に関し、専門部会が指示する調査研究その他の作業を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループのメンバーは、専門部会の部会委員のうちから、専門部会の部会長が選出する。

（庶務）

第9条 本部会議、専門部会及びワーキンググループの庶務は、総合政策部政策課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部会議、専門部会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、本部会議が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
（第2次春日部市総合振興計画策定本部会議要綱の廃止）
- 2 第2次春日部市総合振興計画策定本部会議要綱（平成29年1月16日制定）は、廃止する。
（この要綱の失効）
- 3 この要綱は、総合振興計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

市長公室長 財務部長 財務部工事検査担当部長 総務部長 市民生活部長 福祉部長 福祉部子育て支援担当部長 健康保険部長 環境経済部長 建設部長 都市整備部長 都市整備部鉄道高架担当部長 庄和総合支所長 会計管理者 消防長 病院事務部長 水道部長 学校教育部長 学校教育部学務指導担当部長 社会教育部長 議会事務局長 監査委員事務局長
--

別表第2（第7条関係）

専門部会

専門部会名	部会長	副部会長
保健・医療・福祉部会	福祉部次長	健康保険部次長
生活・環境・安全部会	市長公室次長	市民生活部次長
産業・経済・都市基盤部会	環境経済部次長	建設部次長
教育・文化部会	学校教育部次長	社会教育部次長
行財政部会	総合政策部次長	財務部次長



別表第3(第7条関係)

部会委員

(1)保健・医療・福祉部会

高齢者支援課長 障がい者支援課長 子育て支援課長 保育課長 介護保険課長 国民健康保険課長 病院事務部総務課長

(2)生活・環境・安全部会

総務課長 市民参加推進課長 環境政策推進課長 資源循環推進課長 環境センター長 消防本部総務課長 業務課長 施設管理課長

(3)産業・経済・都市基盤部会

農政課長 道路建設課長 河川課長 下水道課長 公園緑地課長 都市計画課長 まちづくり推進課長 鉄道高架整備課長 鉄道高架整備課中心市街地整備担当課長 開発調整課長 建築課長 工務課長

(4)教育・文化部会

施設課長 学務課長 指導課長 文化財保護課長 スポーツ推進課長 中央公民館長

(5)行財政部会

秘書課長 シティセールス広報課長 情報システム課長 行政改革推進課長 財政課長 資産税課長 収納管理課長 人事課長 管財課長 契約課長 市民生活相談課長 市民課長 庄和総合支所総務課長



（2）若手職員ワークショップ

将来予測される人口減少社会に対応する本市の方向性や政策・施策、重点を置くべきプロジェクト等を検討するため、本市の将来を担う若手職員を対象とし、本計画に生かすべきアイデアの検討や意見交換、情報共有を行いました。

■対象者 市職員（20歳代・30歳代）

■開催期間 2016年（平成28年）11月から12月（計3回）

■参加人数 37名

■検討内容

回	テーマ
第1回	春日部市の目指す姿を定める
第2回	目指す姿の実現に向けた方策を考える
第3回	春日部市を良くする行政を描く



5 策定経過

年	月	事 項
2016年 (平成28年)	5月	第1回策定本部会議(5.9) 第2次春日部市総合振興計画策定に関する基本方針の決定(5.18)
	6月	平成28年6月市議会定例会総務委員会報告「第2次春日部市総合振興計画の策定について」(6.2)
	7月	市民意識調査、小学生・中学生アンケートの実施(7.1~7.31) 転出者・転入者アンケートの実施(7.4~7.29)
	9月	平成28年9月市議会定例会総務委員会報告「第2次春日部市総合振興計画策定の進捗状況について」(9.5)
	10月	第1回地域まちづくり市民会議(豊春地区)(10.15)
		第1回地域まちづくり市民会議(粕壁・内牧地区、武里地区)(10.16)
		第1回地域まちづくり市民会議(幸松・豊野地区、庄和地区)(10.22)
	11月	第1回若手職員ワークショップ(11.2)
		第2回地域まちづくり市民会議(粕壁・内牧地区、幸松・豊野地区)(11.5)
		第2回地域まちづくり市民会議(豊春地区)(11.12)
		第2回地域まちづくり市民会議(武里地区、庄和地区)(11.13) 第2回若手職員ワークショップ(11.22)
	12月	平成28年12月市議会定例会総務委員会報告「第2次春日部市総合振興計画策定の進捗状況について」(12.2)
第3回地域まちづくり市民会議(幸松・豊野地区、庄和地区)(12.10)		
第3回地域まちづくり市民会議(武里地区)(12.11)		
第3回若手職員ワークショップ(12.15)		
中高生まちづくり会議(12.17)		
第3回地域まちづくり市民会議(粕壁・内牧地区、豊春地区)(12.18)		
2017年 (平成29年)	1月	第2回策定本部会議(1.16)
	2月	第3回策定本部会議(2.6)
		第1回専門部会(2.9)
	3月	平成29年3月市議会定例会総務委員会報告「第2次春日部市総合振興計画策定の進捗状況について」(3.3)
		第1回市民との協働まちづくり会議(3.11)
		平成29年3月市議会定例会「議案第1号 春日部市総合振興計画策定条例の制定について」(3.16 議決) 第2回専門部会(3.22)
	4月	第2回市民との協働まちづくり会議(4.8)
		第3回専門部会(4.11)
		第1回総合振興計画審議会(4.12)
		第4回策定本部会議(4.17)
		第3回市民との協働まちづくり会議(4.22)
		第2回総合振興計画審議会(4.26) 第4回専門部会(4.26)
	5月	第5回策定本部会議(5.1)
		第5回専門部会(5.10)
		第6回策定本部会議(5.15)



年	月	事 項
		第4回市民との協働まちづくり会議 (5.27)
		第7回策定本部会議 (5.30)
	6月	平成29年6月市議会定例会総務委員会報告「第2次春日部市総合振興計画策定の進捗状況について」(6.1)
		第6回専門部会 (6.7)
		第8回策定本部会議 (6.8)
	7月	第7回専門部会 (7.5)
		第9回策定本部会議 (7.7)
		第3回総合振興計画審議会 (7.13)
		第10回策定本部会議 (7.18)
	8月	第5回市民との協働まちづくり会議 (8.5)
		全員協議会「第2次春日部市総合振興計画(基本構想素案、基本計画素案)について」(8.9)
		市民意見提出手続 (8.14~9.12)
	9月	第11回策定本部会議 (9.19)
		第4回総合振興計画審議会 (9.28)
	10月	第5回総合振興計画審議会 (10.3)
		第12回策定本部会議 (10.16)
	11月	第13回策定本部会議 (11.6)
		全員協議会「第2次春日部市総合振興計画(基本構想原案、基本計画原案)について」(11.7)
	12月	平成29年12月市議会定例会「議案第77号 第2次春日部市総合振興計画基本構想について」(12.15 議決)
2018年 (平成30年)	2月	第14回策定本部会議 (2.5)



6 用語解説

あ行

アーカイブ	人々の営みや生活の中で創出された、歴史的に貴重な記録を保存・活用し、未来に継承・伝達する手法のこと。
悪質商法	架空請求や強制的な訪問販売など、消費者を騙したり違法な行為をしたりするなどして販売者が不当に利益を得る商法のこと。
アクセシビリティ	高齢者や障がい者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。
アダプトプログラム	市民団体や企業が、一定区間の道路や公園などを自らの「養子」とみなし、美化活動（清掃や花植など）を行い、市がこれを支援する制度のこと。
アプリ	アプリケーション・ソフトウェアの略語で、コンピュータで使用者が要求する情報処理を実行するプログラムを指す言葉。
いきいきクラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的組織のことで、全国的には「老人クラブ」という名称が使われている。生活を豊かにする活動、地域を豊かにする社会活動に取り組んでいる。
生きる力	確かな学力と豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた力のこと。学習指導要領の理念。
一億総活躍社会	2016年（平成28年）6月に閣議決定され、子育て支援や社会保障の基盤を強化する経済社会システムづくりに取り組む、「ニッポン一億総活躍プラン」において、実現を目指す社会のこと。あらゆる場で、だれもが活躍できる、全員参加型の社会とされている。
インバウンド	外国人が日本を訪れる旅行のこと。
オープンデータ	著作権や特許などの制約なく、だれもが自由に使えて再利用ができ、だれでも再配布できるデータのこと。

か行

介護保険事業	高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みとして、2000年（平成12年）に施行された事業のこと。①自立支援、②利用者本位、③社会保険方式の3つの特徴を持つ。ケアプランに基づき、従前に比べて総合的な介護サービス利用を可能にする。
かかりつけ医	最新の医療情報を熟知して、必要なときには専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる、地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師のこと。
学習指導要領	全国どの地域で教育を受けても、一定水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法にもとづいて各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際に用いられる基準のこと。
春日部えんJOYトレーニング	アメリカ合衆国国立老化研究所の手引きを参考に高知市が開発した介護予防体操に本市が取り組むもの。
春日部市生涯学習パスポートはるがく帳	自ら学んだ内容や修得した資格、学んだ成果を生かしたボランティア活動や地域活動などを、ひとつの学びの行動として1ページごとに記録する学習記録票のこと。



春日部市ビデオフェスティバル	アマチュア映像作家の自作映像作品を募集し、発表会およびコンテストを実施することで、視聴覚教育の振興および生涯学習推進に寄与するとともに、郷土のすぐれた映像作品を発掘するためのイベントのこと。
かすかべ親善大使	市民が誇りとするふるさとづくりを目的として、本市の魅力を各方面に向けて発信していただくよう、本市にゆかりがあり、各分野で活躍されている著名人の方々を任命する役職（称号）のこと。
春日部そらまめ体操	「青空の下でまめに、いつまでも体を動かせますように」との願いをこめて制作した本市独自の介護予防体操のこと。
春日部 TMO	本市の中心市街地におけるにぎわいづくりを一体的に推進する団体のこと。ソフト事業によるにぎわいづくりを行うにぎわい分科会と、ハード事業でまちなか開発を行うまちづくり分科会から構成される。
かすかべ特派員	各地区のイベント、自然、名所など、地域の見所や話題を市民の視点で取材するため、委嘱された市民のこと。
かすかべフードセレクション	さまざまな「こだわり」のもと生み出された本市ならではの優れた食品を認定する制度のこと。
かすかべ未来研究所	厳しい財政状況を踏まえつつ、多様化・高度化する市民ニーズにバランスよく、かつ的確に対応するため、政策の最適化を検討する庁内シンクタンクのこと。
学校心理士	一般社団法人学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会が認定する、学校等をフィールドとした心理教育的援助の専門家のこと。
家庭教育アドバイザー	県が養成し、学校、幼稚園・保育所、企業等が行う家庭教育に関する取組を支援する助言役のこと。
可とう性継手	マンホールと管きよの接合部に設ける伸び縮みが可能なゴム製のつなぎ目のこと。
観光農園	観光客などを対象に農産物の収穫体験や観賞などをさせることにより対価を得る農園のこと。
環太平洋パートナーシップ(TPP)	環太平洋地域の国々による経済自由化を目的とする多角的経済連携協定のこと。TPPはTrance-Pacific Partnershipの略語。
関東・東北豪雨	2015年（平成27年）9月に関東地方および東北地方に被害をもたらした豪雨のこと。
緩和ケア	がんによる身体的・精神的苦痛、症状を和らげて、患者および家族を援助していくこと。
義務的経費	自治体の一般歳出における人件費や扶助費、公債費のこと。
共助	災害が起きたとき、自分だけでは解決や対応が困難なことに、近隣の人が互いに助け合って命や地域を守ること。
共進会	産業の振興を目的として行われる、産物や製品を集めて展示しその優劣を審査する会。
協働	複数の主体が同じ目的のために、協力して働くこと。本文では、市民、議会および執行機関が、目的を共有し、それぞれの役割と責務に基づいて信頼関係を構築し、対等な立場で補い合い、協力して行動することをいう。
クリーンかすかべ推進員	市と地区の住民をつなぐ、ごみ処理に関するリーダー的存在のこと。ごみ集積所の巡回、ごみの分別が適切に行われているかどうかの確認、環境美化イベントへの参加呼びかけなどに取り組んでいる。
グローバル化	人や物、資本の移動が国境を越えて盛んになり、国と国、地域と地域との境界が小さくなっていくこと。



クロスメディア	ホームページや広報紙、SNS など多様なメディアを組み合わせ、より効果的な伝達を行うためのマーケティング手法のこと。
経営耕地面積	農家が経営する耕地の面積のこと。自家で所有している耕地（自作地）と、他者から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計面積。
景観アドバイザー制度	公共施設の計画・事業の実施に対する助言、またはまちづくりのルールづくりに関する専門的な助言や指導などを行う「景観アドバイザー」を派遣することができる制度のこと。
経常的経費	自治体の一般歳出における消費的な経費や、施設等の維持管理・補修経費、補助費等のこと。
刑法犯認知件数	刑法に違反する犯罪の発生が警察等の機関によって認知された件数のこと。
計量制度	計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保するための制度のこと。
広域幹線道路	高速自動車道や国道など、複数の都道府県や市、生活・経済圏を連絡する道路のこと。
後期高齢者	75歳以上の高齢者のこと。
後期高齢者医療制度	2008年（平成20年）4月から新たに創設された後期高齢者等を対象とした独立した医療制度のこと。誰もが安心して医療を受けることができるように、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にして公平でわかりやすい制度にすること、保険財政の安定化を図ることを主な目的として創設された。
公共施設マネジメント	市が保有する公共施設について、人口動態や市民ニーズ、財政状況等を踏まえ、将来の望ましいあり方を検討し、効果的・効率的かつ計画的に維持管理していくこと。
合計特殊出生率	その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を、5歳ごとに算出し、合計したもの。一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当する。
耕作放棄地	農作物が1年以上作付けされず、農家が数年以内に作付けする予定がない農地のこと。
高次都市機能	「居住機能」「工業・生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化・研究機能」「レクリエーション機能」など、都市やそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能を都市機能と呼ぶ。高次都市機能は、これらの機能のうち、日常生活の圏域を越えた広範な地域の多くの人々を対象とする、質の高いサービスを提供する機能のこと。
公助	個人、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと。
声かけ事案	18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」などの行為で、略取・誘拐や性的犯罪などの重大な犯罪の前兆としてとらえられる事案のこと。
国土強靱化地域計画	過去の災害の教訓を踏まえ、大規模自然災害などにより、国土や経済、暮らしに対する被害が致命的なものにならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国づくり・地域づくりを進めるため、自治体ごとに定める計画のこと。
国立・社会保障人口問題研究所	1996年（平成8年）に厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合により設立された、人口の動向や社会保障制度の研究を行う国立の研究所のこと。



子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のこと。国では、おおむね 2020 年度末（平成 32 年度末）までに、地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされている。
コミュニティバス	地域住民の移動手段を確保するために、地方自治体等が実施・運行するバスのこと。
コンパクトシティ	まちの中心部に住宅や生活に必要なサービスといった都市機能を集約させる都市形態のこと。行財政の効率化や持続可能なまちづくりを目的としている。

さ行

災害図上訓練	地図を用いて災害対策を検討する訓練のこと。
再生可能エネルギー	石油や石炭など埋蔵量に限りがあるエネルギー源に対して、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用した後でも比較的短期間に再生し、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金のこと。
サイバー攻撃	インターネットを經由して、コンピュータネットワーク上に侵入し、データを壊したり、盗んだり、改ざんする攻撃のこと（サイバーテロとも呼ばれている）。
サイバーセキュリティ	コンピュータへの外部からの不正侵入や、データの改ざん、情報漏洩、コンピュータウィルスの感染がなされないよう、コンピュータネットワークの安全を確保すること。
ジェネリック医薬品	新薬（先発医薬品）の特許が切れたあとに販売される、新薬と有効成分が同じで、同等の効果があると厚生労働省から認められている医薬品のこと。
市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと。宅地造成などの開発は原則として制限される。
市債	市が発行する地方債。いわゆる市の借金のこと。
自主防災組織	地域住民が自主的に連携して防災活動を行う団体のこと。自治会などの単位で結成される。平時には、防災知識の普及、地域の安全確認、自主防災訓練、防災資機材の備蓄などを行う。災害時には初期消火、救出救護、安否確認、避難場所運営への協力などを行う。災害による被害を最小限にし、いち早く立ち直るためには、地域ぐるみの協力体制が不可欠であり、自主防災組織がこの役割を果たす。
自助	自分で自分の身（家族も含む）を守ること。
市長とわがまち未来トーク	市政に対する意見を広く聴くことを目的に、各分野で活躍する市民と市長が本市の未来の姿に関しさまざまなテーマについて意見交換をすること。
市長の出前市政懇談会	市政に対する意見を広く聴くことを目的に、市内在住・在勤の者で構成される 10 人から 20 人程度の団体を対象として、市長と対話する機会として設けたもの。



シティセールス	さまざまな主体から選んでもらえるように、まちの売り込みをしていくこと。
児童センター	0歳から18歳未満までの児童が自由に遊び場を共有し、ふれあい、学び合うことができる児童福祉施設のこと。
シビックプライド	都市に対する住民の誇りや愛着のこと。
市民の日	郷土の歴史と文化を振り返り「ふるさとかすかべ」への愛着と誇りを持ち、市民であることを自覚し、市民同士の一体感や共感をはぐくみながら、本市の将来のまちづくりを考える日のこと。2008年（平成20年）10月1日に制定され、市制施行日である、毎年10月1日が指定されている。
社会保障関連経費	医療、年金、福祉、介護、生活保護などの公的サービスに係る費用のこと。
集約型都市構造	公共交通機関を軸とした、少子・超高齢化社会に対応する「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を実現する都市のあり方のこと。低密化した市街地を再編し、基幹的な公共交通沿いに集約拠点を形成することを促進する。
循環型社会	有限な資材を効率的に利用するとともに、再生産を行うことで持続可能な形で利用していく社会のこと。
生涯学習	人々が自己の充実啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づき、自己に適した手段・方法で生涯を通じて行う学習。
生涯スポーツ	生涯を通じて健康の維持・増進やレクリエーションを目的として取り組めるスポーツのこと。誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できることが特徴。
情報セキュリティ	インターネットやコンピュータを安心して使い続けられるようにするため、大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたり、普段使っているサービスが急に使えなくなったりしないような状態を確保すること。
自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備や事業の円滑な実施を確保するために設置している協議会のこと。
新学習指導要領	2017年（平成29年）3月に公示された、学習指導要領のこと。
新型インフルエンザ	感染症法に基づく、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
シンクタンク	社会問題を調査分析し、解決のための政策等の提言を行う研究機関のこと。
人口ビジョン	人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。
神明貝塚	市内西親野井地区に広がる今から約3800～3500年前の縄文時代後期の貝塚。埼玉県重要遺跡に選定されている。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識や社会福祉等の知識を持ち、関係機関と連携しながら児童生徒や家庭、学校を支援する専門家のこと。
ストック	自治体に蓄積された、既存の公共施設やインフラのこと。
スマートフォン	パソコンの機能を併せ持つインターネットとの親和性が高い多機能携帯電話のこと。



3R	ごみの減量を意味する Reduce：リデュース、物の再利用を意味する Reuse：リユース、資源の再利用を意味する Recycle：リサイクルの3つの総称のこと。
生活習慣病	偏った食事、運動不足、睡眠不足、喫煙、過度の飲酒などといった、不健全な生活習慣の積み重ねが、発症や進行に深く関与していると考えられている高血圧、脂質異常症、糖尿病、がんなどの疾患の総称。
生産緑地	都市部における良好な生活環境の保全や都市災害の防止、将来の公共施設整備に対する土地の確保を目的とし、市街化区域内の農地を対象に指定される地区のこと。
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念のこと。具体的には恋愛・性愛の対象が異性へ向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛のことを指す。
性同一性障害	からだの性（生物学的な性）とこころの性（性の自己意識）が一致しないため、社会生活に支障がある状態のこと。
成年後見制度	意思能力に継続的な衰えが認められる人に、その衰えを補い、法律的に支援するための制度のこと。
生物多様性	地球上には変化にとんだ自然に多様な生物が生息しており、これらが直接的、間接的につながりあって生命の環を形成している状態のこと。自然環境の悪化に伴い、絶滅危惧種が増加するなど、急激に失われつつあるとされる。
ゾーン30	生活道路における交通安全対策の一つで、ある一定の範囲（ゾーン）内において「自動車の走行速度抑制」「歩行者および自転車に最大限配慮した安全な生活道路の確保」「通学路における通学児童の安全確保」を目的として行われる事業のこと。

た行

待機児童	保育所入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが保育所に入所していない児童のこと。（他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童などを除く。）
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることで、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
知・徳・体	確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のこと。これらの3つをバランスよく育てることが、2006年（平成18年）の改正教育基本法の中で提唱されている。
地域医療体制	地域の医療機関が自らの施設の実情や、地域の医療状況に応じて、医療機能の分担と専門化を進め、医療機関同士が相互に円滑な連携を図り、その有する機能を有効活用することにより、地域住民が地域で継続性のある適切な医療を受けられるようにする医療体制のこと。



地域ブランド	地域ならではの独自の価値や誇り、アイデンティティを発掘・再発見し、それをブランド化すること。これによって、当該地域の製品やサービスの売上増や高付加価値化、観光客・観光消費の増加などを実現することにより、所得や雇用の増加を図りつつ、ひいては地域の次代を担う若年層の流入増・流出減等をもたらすことで、地域コミュニティの持続可能性の確保・持続的発展につなげていくことが期待されている。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。
地球温暖化	エネルギーを大量に使用することによって、二酸化炭素などの大気中の温室効果ガス濃度が高くなり、大気中の温度が上昇すること。平均気温が変化することにより、地球全体の気候が大きく変化し、自然環境や人の暮らしに重大な影響を引き起こし始めている。
地方分権	国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にした上で、地方公共団体の自主性や自立性を高めるため、国等の権限を移譲すること。
低出生体重児	体重2,500グラム未満の新生児のこと。
データヘルス	特定健康診査や診療報酬明細書などから得られるデータの分析に基づいて実施する、効率のよい保健事業のこと。
テーマコミュニティ	主に地域社会などにおいて特定の地域課題をテーマとして、その課題解決のために活動する集まりのこと。
東武アーバンパークライン	東武鉄道野田線の路線愛称名。
東武スカイツリーライン	東武鉄道伊勢崎線の路線愛称名。
同和問題	日本社会の歴史的過程で形成された身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今もなお、日常生活の上でさまざまな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題のこと。
特定健康診査	生活習慣病の予防を目的とする、メタボリック・シンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した、40歳から74歳の被保険者を対象とした健康診査のこと。
土地改良施設	農業のための用水施設や排水施設、道路など、農業をするにあたり有益な施設や農村での生活を快適にする施設のこと。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設（道路、公園、公共下水道等）の整備、改善および宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に従い行われる土地の区画形質の変更および公共施設の新設または変更を行う事業のこと。
ドライブレコーダー	映像・音声などを記録する自動車用の車載装置のこと。
トリアージ	大事故や災害時等、多数の傷病者が同時に発生した際、限られた医療スタッフ、医薬品等を最大限に活用して、救命可能な傷病者を救い、可能な限り多数の傷病者の治療を行うため、傷病者の重症度や緊急度などによって振り分け、治療や搬送の優先順位を決めること。



な行

ニュースポーツ	アメリカ合衆国において 20 世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツのこと。子どもの体力向上や中高年の健康維持・増進、高齢者の介護予防など、さまざまな分野での活用が期待されている。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設であり、3～5歳の児童は、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育と一緒に受けることが可能。また、保育の必要性がなくなった場合も、通い入れた園を継続して利用できる施設。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、作成した農業経営改善計画を市町村から認定された農業経営者や農業生産法人のこと。
ネット119緊急通報システム	聴覚、音声、言語機能等に障害があり、音声による 119 番通報が困難な人が、携帯電話やスマートフォンなどからインターネットを利用し、事故や急病、火災の際に 119 番通報をすることができるシステムのこと。
ネットアドバイザー	県が養成し、スマートフォンや携帯電話の危険性や保護者の役割について啓発活動を行う助言役のこと。

は行

ハーモニーフェスタ	春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」において、男女共同参画社会の実現を目的として開催されるイベントのこと。
ハイリスク分娩	母体または胎児に健康上の問題が発生する可能性が高い分娩のこと。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災が想定される区域や避難場所・避難経路といった防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。被害予測地図。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多い。
パリ協定	第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）の開催地であるパリで 2015 年（平成 27 年）に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際協定のこと。
春バス	本市が主体となって運営するコミュニティバスのこと。市内全域を視野に入れた 6 ルートを運行している。
ビオトープ	生物群集の安定した生息地を示す言葉。生物空間、生物生息空間ともいう。
東埼玉道路	八潮市を起点に春日部下柳地区までの延長 17.6km の道路のこと。2005 年（平成 17 年）3 月までに事業区間の内、延長 5.7km の一般部が開通しており、現在、吉川市から春日部市までの延長 8.7km の一般部の整備が行われている。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、迅速な避難をするために支援を必要とする人のこと。
100mm/h安心プラン	国土交通省水管理・国土保全局が定める、局地的な大雨に対しても住民が安心して暮らせるよう、河川と下水道のハード整備や、住民の避難行動を支援するためのソフト対策により、住宅地や市街地の浸水被害等の軽減を図るためのプランのこと。

病後児保育	児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院、診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業。
ファミリー・サポート・センター	仕事と育児の両立のため、育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行い人とを結びつける役割を担う。
フィルムコミッション	映画やテレビドラマ等の撮影場所としてメディアを誘致したり、撮影の支援を行う機関のこと。地域で映像作品等が撮影されることで、地域文化の発信や地域活性化といった効果が期待される。
藤塚米島線	市の中心部である春日部駅周辺と南桜井駅周辺の2つの市街地を東西に結ぶ道路のこと。両地域間の交流や交通の円滑化を図るネットワーク道路としての役割を担っている。2013年（平成25年）5月に開通。
普通会計	地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のこと。一般会計および特別会計のうち、公営事業会計以外を統合して一つの会計としてまとめたもの。
振り込め詐欺	不特定の者に対して、対面することなく、電話、FAX、メールを使って行う詐欺行為のこと。オレオレ詐欺や架空請求詐欺などが該当する。
ふるさとかすかべ応援寄附金	本市におけるふるさと納税のこと。ふるさと納税とは、ふるさにと貢献や応援をしたいという人が任意の都道府県や市町村に寄附をすると、所得税と個人住民税から控除を受けられる制度のこと。
ふれあい大学・大学院	市内に住む60歳以上の方を対象に、1年間さまざまな学習や地域活動を行う本市の事業のこと。ふれあい大学院は、ふれあい大学を卒業後、さらに新たな学習や活動を行う事業のこと。
ヘイトスピーチ	憎悪表現。人種や出身国、民族、身体的特徴など、自ら変えることが困難な事柄に基づき個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。
放課後児童クラブ	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等や春・夏・冬休み・土曜日の学校休業日に学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図るもの。
防災士	「自助」「共助」「協働」を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人のこと。

ま行

マイキープラットフォーム	マイナンバー（個人番号）カードに備わるICチップを活用し、カードを公共施設や商店街などに係る各種サービス呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤のこと。
埋蔵文化財	旧石器時代以降、人類が生活・活動した土地（遺跡）に埋蔵された文化財のこと。
マイナンバー制度	国民一人ひとりが持つ12桁の番号（マイナンバー）を活用することにより、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤のこと。税や年金、雇用保険などの行政手続に使われる。
マグニチュード	地震そのものの大きさ・規模を表す単位のこと。



まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口減少と東京一極集中、地域経済縮小などを背景に、地方公共団体や国が政策目標や施策の基本方向、具体的な施策をまとめたもの。
マルシェ	フランス語で市場のこと。日本では、地場で生産された農産物、水産物、畜産物およびそれらの加工品などを持ち寄って販売するイベントの意味で使われる。
無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など、人々が日常生活の中で生み出し継承してきた形の無い民俗文化財のこと。
メディカルコントロール体制	医学的な視点から救急隊員が行う応急処置等の質を保証する体制のこと。具体的には、救急救命士が病院の医師から迅速に指示、指導、助言を受けられる体制、救急救命士が高度な救命処置の後、医師が専門的見地から検証する体制、救急救命士がさらに高度な救命処置を行うための教育を実施する体制のことをいう。
メンタルヘルス	精神面における健康のこと。
モバイルバンキング	携帯電話やインターネットを経由して、24時間いつでも利用することができる金融機関のサービスのこと。

や行

有収率	年間の配水量（浄水場から配水される水量）に対する有収水量（料金徴収の対象となった水量）の割合のこと。 ※有収率（％）＝（有収水量／配水量）×100
ユニバーサルデザイン	障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいように意図して作られた製品や情報、環境などのデザインのこと。
要介護・要支援認定者	介護保険制度では、寝たきりや認知症等で介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができる。この要介護状態または要支援状態と認定されたもの。
要介護認定率	65歳以上の高齢者に占める要介護・要支援認定者数の割合のこと。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、地方自治体が設置・運営する組織のこと。
予防保全型の手法	損傷が深刻化してから大規模な改修を行う前に、損傷が軽微なうちに修繕を行い、更新の抑制等による維持管理費用の縮減、道路施設を長寿命化する手法。

ら行

ライフサイクルコスト	製品や構造物などの企画、開発、調達、製造、使用、廃棄といった一連の段階にかかる費用をトータルして考えたもの。
ライフスタイル	衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む個人の暮らしぶり全般のこと。生活に関する考え方、価値観、慣習などを含む個人の生き方。
り災証明	地震や洪水等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村長が証明するもの。



リスクマネジメント	今後起きるかもしれないリスク（今後遭うかもしれない危険性）に対して、分析、評価や対応策を行うことにより、効果的に対処し、被害や損害を最小限に抑えることにより、継続的な活動をしていく経営管理手法のこと。
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版のこと。
リノベーション	既存の中古住宅等に対して、機能や価値の再生や現代のライフスタイルに合わせることを見据えて、内外装やライフラインの更新・改修を行うこと。
臨床心理士	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する、臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の心の問題にアプローチする心の専門家のこと。
連続立体交差事業	鉄道を高架化または地下化することにより、道路と鉄道を連続的に立体交差化する都市計画事業のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和や両立のこと。
--------------	-----------------

A

AED	Automated External Defibrillator の略語。自動体外式除細動器のこと。心停止の際に心臓に電気ショックを与えることで、正常なリズムに戻すための医療機器。
AI	Artificial Intelligence の略語。人工知能のこと。

C

CO ₂	二酸化炭素のこと。
-----------------	-----------

H

HIV	Human Immunodeficiency Virus の略語。ヒト免疫不全ウイルスのこと。人の免疫細胞に感染して免疫細胞を破壊し、最終的に後天性免疫不全症候群（エイズ）を発症させる。
-----	---

I

ICT	Information and Communication Technology の略語。情報通信技術のこと。
-----	---



IoT	Internet of Things の略語。モノをインターネットに接続することや、接続されたモノのことを意味する言葉。従来、インターネットに接続されているモノはパソコンや携帯電話、プリンタ等に限られていたが、近年ではさまざまなモノがインターネットに接続され、新たな用途の開拓や利便性の向上が生じている。
-----	--

L

LED	Light Emitting Diode の略語。発光ダイオードと呼ばれる半導体のこと。白熱電球と比べると長寿命で省エネ性能に優れている。
-----	---

N

NBC災害	Nuclear：核 Biological：生物 Chemical：化学物質 による特殊災害のこと。事故によるもののほか、武力攻撃や緊急対処事態による事象もふくまれる。
NICU(新生児特定集中治療室)	Neonatal Intensive Care Unit の略語。低出生体重児や疾患のある新生児を集中的に管理、治療する入院治療室のこと。

S

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	Social Networking Service の略語。インターネット上で社会的なネットワークを構築することができるサービスのこと。
--------------------------	--

U

UR都市機構	国土交通省が所管する独立行政法人で、都市の市街地整備や賃貸住宅の供給支援、賃貸住宅の管理などを主な業務とする機関のこと。
--------	--

